

令和 5 年 1 2 月
守 口 市 課 税 課

償却資産所有者 様

令和 6 年度償却資産（固定資産税）の申告について

本市行政につきまして、平素からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか、事業用の償却資産にも課税されます。償却資産の所有者の方は、毎年 1 月 1 日現在守口市内に所在する償却資産を申告していただくことになっています（地方税法第 383 条）。

つきましては、令和 6 年度の償却資産を申告していただく時期がまいりましたので、必ず申告してくださるようお願いいたします。

提出期限 **令和 6 年 1 月 3 1 日（水）**

（お願い） 事務処理上なるべく令和 6 年 1 月 1 2 日（金）までに提出して
くださるようご協力をお願いいたします。

（注） 廃業、休業、合併等に伴う名称変更及び該当資産がない場合でも
必ず申告書の備考欄にその旨を記載のうえ、申告してください。

申告の方法

1 申告しなければならない方

令和6年1月1日現在（賦課期日）守口市内で事業を営んでいる個人又は法人で資産の所有者です。

2 申告方法及び提出書類

① 令和5年度償却資産申告書を提出された方

「前年度の種別明細書」を同封しておりますので、これに基づいて資産の異動（増加、減少）あるいは「増減なし」等を申告してください。

提出書類

- (ア) 償却資産申告書
- (イ) 種別明細書（増加用）----- 緑色用紙
- (ウ) 種別明細書（減少用）----- 赤色用紙

② 初めて申告書を提出される方

会社の新設等で新たに申告される方は、令和6年1月1日現在の資産の全部を申告してください。

提出書類

- (ア) 償却資産申告書
- (イ) 種別明細書（全資産用）----- 緑色用紙
- (ウ) 所得税青色申告書または法人税確定申告書（別表16（1）～（9））

③ 課税標準の特例該当資産又は非課税資産を所有している方

令和6年1月1日現在において、守口市内に所有している資産のうち課税標準の特例（地方税法第349条の3、本法附則第15条）が適用される資産又は非課税（地方税法第348条、本法附則第14条）の適用を受ける資産について申告してください。

提出書類

- (ア) 課税標準特例該当資産申告書 ----- 茶色用紙
- (イ) 種別明細書（課税標準の特例適用分）----- 茶色用紙

※ 課税標準の特例が適用されている資産及び非課税資産を申告する場合は、所管する主務官庁等の証明書又は届出書の「写」を必ず添付してください。

3 注意事項

正当な理由がなく申告されなかった場合は、地方税法第 386 条の規定により過料が、また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金刑に処せられることがあります。

4 提出及び問い合わせ先

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市総務部課税課資産税担当
☎06(6992)1474

☆ 申告書を郵送で提出される方で、控の返送をご希望の場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

☆ 申告内容を確認するため、固定資産台帳や減価償却明細書など資産内容がわかる書類の写しをご提出いただく場合がございます。その際は、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

☆ 申告書の書き方がわからない場合は、次のような書類等をお持ちの上、ご相談ください。

- ① 固定資産台帳
- ② 所得税青色申告書
- ③ 法人税確定申告書（別表 16（1）～（9））
- ④ その他減価償却資産の明細がわかる書類

償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税にいう償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される性格のものです。ただし、特許権、営業権その他の無形減価償却資産は除かれます。

2 申告していただく償却資産

令和6年1月1日現在（賦課期日）において所有し、かつ、守口市に所在する資産で、例えば、同じ冷暖房機あるいはミシンでも家庭用で使用されている場合は、申告の必要がありませんが、事業用（工場・店舗あるいは縫製業等）として使用されている場合は、申告していただくことになります。

(1) 具体的には、次のような資産が対象になります。

償却資産を種類別に例示しますと、次のとおりです。

種 類	資 産 の 例 示
構 築 物	門、塀、煙突、舗装路面、店舗改装、貯水池、ネオン塔、設備造作、露天式立体駐車場等
機械及び装置	電気機械、化学機械、土木機械、建設機械、印刷機械、医療用機械、耕作土木機械等
車両及び運搬具	自転車・荷車・リヤカー・トロッコ・フォークリフト・特殊自動車その他事業所内で使用する各種の運搬車等 (ただし、自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除かれます。)
工具、器具 及び備品	机、椅子、ロッカー、陳列ケース、レジスター、応接セット、ルームクーラー、計算機等

償却資産を業種別に例示しますと、次のとおりです。

業種	主な償却資産の内容
共通	机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、レジスター、ルームクーラー、パーソナルコンピュータ、サーバー、看板、受変電設備、舗装路面、その他
飲食業	食卓、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫、その他
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール、湯沸かし器、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、その他
小売業・食肉鮮魚販売業	冷凍機、肉切断機、挽肉機、電子秤、冷蔵ストッカー、冷蔵庫、自動販売機、その他
加工・修理業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、工業用水道、その他
医（歯）業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、手術機器、歯科診療ユニット、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、金属造の塀、コンクリート造の塀、緑化施設（植木等）、その他

(2) 以下の資産も申告の対象になります。

- ア 耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産
 （ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象になります。）

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
	20万円未満		減価償却
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
			減価償却
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却
		20万円以上	減価償却

- イ 租税特別措置法の規定による小額償却資産（取得価格 30 万円未満）の即時償却は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は償却資産の申告の対象となります。（耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上申告してください。）
- ウ 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。）（分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 990～999」の車両）
- エ 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が、令和 6 年 1 月 1 日現在において事業の用に供されている資産（建設仮勘定の資産）
- オ 現在稼動していないが、令和 6 年 1 月 1 日現在において事業の用に供する状態にある資産（遊休・未稼動資産）
- カ 割賦買入資産で、割賦金の完済されていない資産であっても、すでに事業の用に供されている資産
- キ 企業会計上資産帳簿等に記載されていないが、事業の用に供している資産（簿外資産）
- ク 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終わったものでも、現に事業の用に供している資産
〔評価額は取得価額の 5 / 100（5%）のままです。〕
- ケ 他の企業に貸し付けている資産
- コ 移動性資産で、令和 6 年 1 月 1 日現在守口市内に所在している資産
- サ 償却資産の価値を増加させた資産
償却資産の価値を増加させるための修理、改良等の費用は、新たな資産の取得とみなし、改良費として申告の対象となります。

3 課税標準・税率等について

償却資産の評価は、取得時期、取得価額、耐用年数が基本となります。
次の(例)の計算式により求めます。

例) A社が所有している事業用資産

- (1) 品 目----- プラスチック加工機 (1台のみ)
- (2) 取得価額----- 5,000,000 円 (3) 取得時期----- 令和4年5月
- (4) 耐用年数----- 8年 (5) 減 価 率----- 0.250 (定率法)

◆評価額は、

前年中に取得のもの 取得価額 $\times(1 - 1/2 \times \text{減価率})$

※前年中に取得された償却資産の減価償却の算定については、一律に
半年償却(1/2)とします。

2年目以降取得のもの 前年の評価額 $\times (1 - \text{減価率})$

以降、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

令和5年度 5,000,000 円 $\times(1 - 1/2 \times 0.250) = 4,375,000$ 円

令和6年度 4,375,000 円 $\times(1 - 0.250) = 3,281,250$ 円

となり、この資産の令和6年度の評価額は3,281,250円となります。他に物件がある場合は、このように計算した評価額の合計額が課税標準額となります。

税額は、課税標準額 \times 税率 [1.4/100 (1.4%)] です。

ただし、課税標準額が150万円未満の場合は、免税点で税金はかかりません。

4 申告されるときの一時的留意事項

1 取得価額

取得価額とは、購入代金（本体価格）と附帯費を含んだ価額をいいます。

附帯費とは、取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費等、償却資産をその用途に供するために直接要した費用をいいます。

なお、割賦販売における利息及び代金回収費用については、購入代金と明らかに区分されている場合のみ取得価額に含めないことができます。

(1) 中古資産取得に係る取得価額について

中古取得に係る償却資産については、その償却資産が当初（新品）においていくらで取得したかは問わず、それを取得する際に実際に支出した、又は通常支出すべきであった金額となります。

(2) 値引きあるいは割引価格で購入した場合の取得価額について

通常の値引きあるいは割引して購入した償却資産の取得価額については、値引きあるいは割引して購入した価額になります。ただし、その価額が時価に比して著しく差異があり、取引当事者の相互間に贈与の事実があったと認められる場合においては、それが高価買入の場合は、贈与された相当分を控除し、また、それが低価買入の場合については、それを加算した価額となります。

《参考》価額が時価に比して著しく差異のある場合の「著しく」とは、一般的には2倍以上が著しく高いと考え、50パーセント以下が著しく低いと考えられます。

(3) 取得価額が明らかでない場合の取得価額

例えば、資産帳簿が不完全なため、あるいは、災害等で帳簿が焼失したような場合などにより取得価額が不明な資産については、賦課期日現在に一般市場においてその資産を新品として購入した場合の通常支出すべき金額がその価額となります。

なお、その資産が中古品については、その資産の新品価格を算定し、その償却資産を現に所有している者がそれを取得した日までの経過年数に応じ減価を行った後の価額となります。

(4) 消費税の取扱いについて

法人税及び所得税における会計処理と同様に、税抜経理方式を採用している場合には消費税を含まない取得価額となり、税込経理方式を採用している場合には、消費税を含んだ取得価額となります。

2 耐用年数

- (1) 一般的な償却資産における耐用年数
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表に掲げる耐用年数をいい（法定耐用年数）、税務会計において減価償却資産についての償却費を算定する際に基礎とすべき耐用年数とまったく同様の年数によります。
- (2) 中古品を取得した場合における耐用年数
中古品を取得し事業の用に供したとき以降の使用可能期間を見積もった年数となります。（見積耐用年数）
ただし、見積もった年数が2年に満たない場合には、2年をその見積耐用年数とします。
- (3) 特例的な償却資産における耐用年数
法人又は青色申告書を提出する個人が、その所有する減価償却資産について所轄の国税局長の承認を受けることにより、その資産に係る法定耐用年数を短縮することができます。（短縮耐用年数）
 - ア その資産の材質又は製作方法が同種の償却資産に比べてそれが著しく異なることにより、使用可能期間が短くなった。
 - イ その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、使用可能期間が短くなった。
- (4) その他（増加償却）
資産の使用時間が通常の使用時間を超えて使用されている場合、通常の控除分に増加分の控除額を加算することができます。（この場合、税務署長への届出書が必要です。）

3 賦課期日現在の価額

令和6年1月1日（令和6年度固定資産税の賦課期日）現在における固定資産税の対象となる償却資産の価額を算出します。

- (1) 特別償却、割増償却、圧縮記帳は行わなかったものとしてすること
租税特別措置法の規定により特別償却あるいは割増償却を行っている資産については、これを行わなかったものとして算出し、また、国庫補助金等により圧縮記帳を行った資産は、圧縮額を含んだ取得価額をもとにこれを算出してください。
- (2) 定率法によること
定額法により減価償却を行っている場合は、定率法に換算し、価額を算出してください。
- (3) 電算処理による全資産申告には、課税標準額までの計算が必要なこと
電算処理による独自の様式で申告される方は、全ての資産について評

価額、決定価格、課税標準額の計算を行い申告してください。

種類別明細書は、毎年度全ての資産について提出してください。なお、前年中に増減資産がある場合は、増減がわかる明細書の提出をお願いします。

課税標準の特例の適用による減価分がある場合の課税標準額は、その減価分に相当する額を決定価格より差引いた額となります。

【参考】固定資産評価基準 別表 15 「耐用年数に応ずる減価率表」より抜粋

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	18	0.120	34	0.066	50	0.045
3	0.536	19	0.114	35	0.064	51	0.044
4	0.438	20	0.109	36	0.062	52	0.043
5	0.369	21	0.104	37	0.060	53	0.043
6	0.319	22	0.099	38	0.059	54	0.042
7	0.280	23	0.095	39	0.057	55	0.041
8	0.250	24	0.092	40	0.056	56	0.040
9	0.226	25	0.088	41	0.055	57	0.040
10	0.206	26	0.085	42	0.053	58	0.039
11	0.189	27	0.082	43	0.052	59	0.038
12	0.175	28	0.079	44	0.051	60	0.038
13	0.162	29	0.076	45	0.050	65	0.035
14	0.152	30	0.074	46	0.049	75	0.030
15	0.142	31	0.072	47	0.048	100	0.023
16	0.134	32	0.069	48	0.047		
17	0.127	33	0.067	49	0.046		

※減価率は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 7 の「旧定率法の償却率」と同じ率です。

【参考】 主要な償却資産の耐用年数（抜粋）

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
構築物	舗装道路・舗装路面	コンクリート敷・ブロック敷・石敷	15
		アスファルト敷	10
	煙突	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	35
		金属造	10
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源以外のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	店用簡易設備		3
車両及び運搬具		フォークリフト	4
		自転車	2
工具	切削工具		2
器具及び備品		事務机・事務椅子・キャビネット（金属）	15
		応接セット	8
		ラジオ・テレビジョン・テープレコーダー・その他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器（電気冷蔵庫・クーラー・エアコン）	6
		自動販売機（手動のものを含む）	5
	事務機器・通信機器	電子計算機 パソコン （サーバ用を除く）	4
		その他のもの	5
		電話設備・その他の通信機器	10
		看板及び広告器具	看板・ネオンサイン
	理容又は美容機器		5
	娯楽スポーツ器具	パチンコ器	2
	医療機器	消毒殺菌用機器	4
調剤機器		6	

機械及び装置	食料品製造業用設備（10年）、自動車整備業用設備（15年） ガソリン又は液化石油ガススタンド設備（8年）、 機械式駐車設備（10年） 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備（13年） 立体駐車場（昇降装置の部分）（15年） 金属製品製造業用設備（金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備）（6年） 金属製品製造業用設備（その他の設備）（10年） デジタル印刷システム設備（4年）、製本業用設備（7年） 窯業又は土石製品製造業用設備（9年）倉庫業用設備（12年） 繊維工業用設備（炭素繊維製造設備：黒鉛化炉）（3年） 繊維工業用設備（炭素繊維製造設備：その他の設備）（7年） 繊維工業用設備（その他の設備）（7年）
--------	---

4 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。このうち、取り外しが容易で別の場所に自在に移動のできるもの、屋外に設置された配線または配管、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

なお、家屋の所有者と異なる方（賃借人等）が附加施工した内装や建築設備については、償却資産として取り扱います。

13 ページの表は、主な設備等を例示しています。

5 賃貸ビル等に附加施工された内装、造作、建築設備等について

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント等）が、ご自身の費用により附加施工または譲渡等によって取得された内装、造作、建築設備等で事業の用に供することができる資産については、地方税法および本市市税条例により、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方を所有者とみなし、その内装、造作、建築設備等を償却資産とみなし課税することとなります。

この場合、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、当該附加施工した資産について償却資産（構築物等）として申告していただく必要があります。

【参考】家屋と償却資産の区分表（主な設備等の例示）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			○		○
		屋内設備一式		○			○
	電力引込設備	引込工事			○	○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備		○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等		○			○
	LAN 設備	設備一式			○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等		○			○
	監視カメラ (ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			○		○
		配管・配線等		○			○
避雷設備	設備一式		○			○	
火災報知設備	設備一式		○			○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)、中央式給湯設備		○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○		○
		屋内の配管等		○			○
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			○	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○		○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			○	○	
		上記以外の設備		○		○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○	○	
		上記以外の設備		○		○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			○	○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウエーター)等	○			○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○		○
上記以外の設備			○			○	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)			○	○	

6 国税との取扱いの違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（所得税・法人税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ（減価率「旧定率法」で使用する償却率と同じ）	○定額法、定率法の選択制 （平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ） ○定率法を選択した場合 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率（250%定率法）」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません【注1】	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
少額の償却資産 （使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産）	損金算入したものは課税対象外です【注2】	損金算入が可能 （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象外です【注2】	3年間で損金算入が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
中小企業者で租税特別措置法を適用して取得された30万円未満の減価償却資産	課税対象になります【注3】	損金算入が可能 （租税措置法第28条の2又は同法第67条の5）

【注1】 固定資産税（償却資産）では、国庫補助金等の交付を受けて購入した資産について、圧縮記帳は認められておりませんので、国庫補助金等を含めた金額を取得価額としてください。

【注2】 本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

【注3】 中小企業に該当する個人又は法人が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、国税においては、その全額を必要な経費に算入又は損金算入することができますが、固定資産税（償却資産）においては、課税対象になりますので、本来の耐用年数を記入の上、申告してください。

7 生産性向上に資する償却資産の固定資産税の特例措置

令和5年3月31日までに取得した資産について

事業者が、適用期間内に市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、労働生産性の向上に資する新たな設備を導入した場合、その該当する償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとします。

(1) 対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備

減価償却資産の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1)	60万円以上	14年以内
構築物(※2)	120万円以上	14年以内

※1 家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

※2 令和2年4月30日以降に取得したものに限り。

(2) 提出書類

- ・課税標準特例該当資産申告書 ----- 茶色用紙
- ・種類別明細書(課税標準の特例適用分) ----- 茶色用紙
- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・工業会等による仕様等証明書の写し
- ・固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写し
(リース会社が申告する場合)

令和5年4月1日以降に取得した資産について

事業者が、適用期間内に市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、労働生産性の向上に資する新たな設備を導入した場合、その該当する償却資産に係る固定資産税を減額します。

(1) 対象設備

年平均の投資利益率が5%以上になることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な下記の設備

減価償却資産の種類	最低取得価格
機械装置	160 万円以上
測定工具及び検査工具	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物附属設備（※）	60 万円以上

※ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

(2) 適用期間・特例率等

賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、下記のとおり
の期間・特例率が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例率
無し	令和5年4月1日から 令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日から 令和7年3月31日	4年間	3分の1

(3) 提出書類

- ・課税標準特例該当資産申告書 ----- 茶色用紙
- ・種類別明細書（課税標準の特例適用分） ----- 茶色用紙
- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し
- ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
（該当する場合）
- ・固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写し
（リース会社が申告する場合）

☆認定の要件・手続き及び導入促進基本計画等については、守口市市民生活部
地域振興課 ☎06（6992）1490にお問い合わせください。

固定資産税（償却資産）の 申告が必要です

共同住宅（アパート）など、不動産賃貸業を営んでいる方が所有する事業用資産は、固定資産（償却資産）の申告対象となります。

償却資産を所有されている場合は、毎年1月末までに申告が必要です。

固定資産税の対象となる償却資産

構築物

敷地内のアスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置場、ゴミ置場、側溝、屋外給排水設備、ブロック塀、フェンス、門、外灯、植栽工事、看板など

機械装置

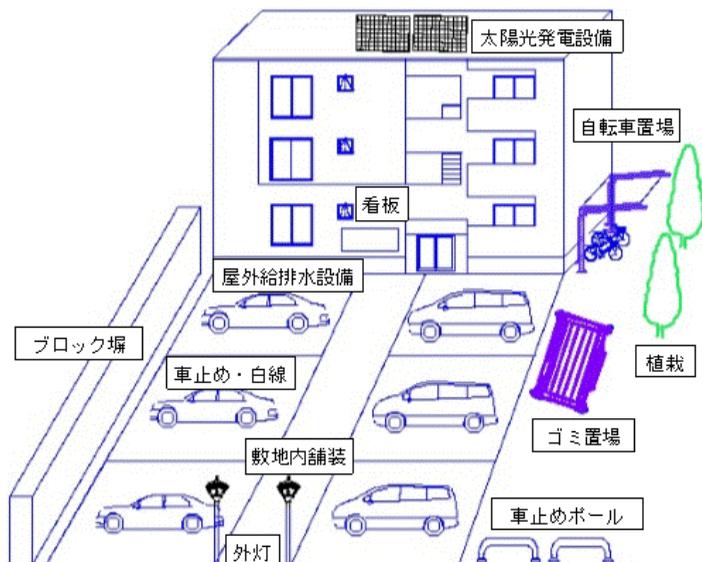
太陽光発電設備（建材型を除く）、駐車場機械設備、受変電設備、自家用発電設備など

器具・備品

ルームエアコン（壁掛け型）、テレビ・冷蔵庫（家具付き物件の場合）など



もり吉



☆お知らせ

守口市では、申告に「e L T A X」(エルタックス)による電子申告システムがご利用いただけます。

「e L T A X」とは、地方税における手続きを、インターネットを通じて行うシステムです。詳しくは、「e L T A X」ホームページをご覧ください。ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

●ヘルプデスク

0570-081-459 (全国一律市内通話料金でご利用できます。)

03-5521-0019 (上記の電話番号でつながらない場合)

受付日：月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始を除く。)

受付時間：9：00～17：00

◎電子申告を利用して償却資産の申告をされる際の注意点

- ・修正申告は、守口市では対応していません。
- ・プレ申告は、守口市では対応していませんので、種類別明細書を郵送しています。
(ただし、自社の電算機で作成した申告書・明細書で申告される方には、種類別明細書を郵送していません)
- ・種類別明細書を含めた申告データ全体が送信不可能なファイルサイズである場合は、郵送にてご提出ください。

提出前に次の確認をお願いします。

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加事由の欄(1～4)は記入されていますか？
- 種類別明細書に所有者名は記入されていますか？

〒570-8666

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市総務部

課税課資産税担当 行

チェックOK!

